

平成 24 年 8 月 10 日
基安化発 0810 第 1 号

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化 学 物 質 対 策 課 長
(契 印 省 略)

有機溶剤中毒予防規則等に基づく発散防止抑制措置特例実施許可等の運用について

有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 13 条の 3 第 1 項、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 23 条の 3 第 1 項及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づく所轄労働基準監督署長の許可並びに有機溶剤中毒予防規則第 13 条の 3 第 7 項、鉛中毒予防規則第 23 条の 3 第 7 項及び特定化学物質障害予防規則第 6 条の 3 第 7 項の規定に基づく当該許可の取消しについては、平成 24 年 6 月 29 日付け基発 0629 第 3 号において「発散防止抑制措置特例実施許可等要領」が定められるとともに、平成 24 年 8 月 10 日付け基安発 0810 第 1 号「発散防止抑制措置特例実施許可等に関する事務処理等について」において事務処理が定められたところであるが、その運用に当たっては、下記のとおりとするので遺漏なきを期されたい。

記

- 1 申請書類を厚生労働省あて送付する場合は、都道府県労働局労働基準部健康主務課長（以下「健康主務課長」という。）経由で、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長（以下「化学物質対策課長」という。）あて送付すること。
- 2 実地調査については、必要に応じ、化学物質対策課長から健康主務課長を経由して調査事項を指示するので、その指示するところにより所要の調査を行い、その結果について、健康主務課長経由で化学物質対策課長あて報告すること。
- 3 専門家検討会の審査結果並びに申請者への許可及び指導に際して留意すべき事項については、化学物質対策課長から健康主務課長あて通知するので、健康主務課長は所轄労働基準監督署長あて通知すること。
- 4 申請に係る発散防止抑制措置の効果測定のため、検討結果の通知に併せてアンケート票を送付するので、申請者への許可通知の際に配付すること。なお、当該アンケート票の送付先は厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課とするものであること。

5 許可を取り消した場合は、その旨、健康主務課長経由で化学物質対策課長あて報告すること。